国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則

平成17年10月1日制定　平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正　平成20年4月1日改正
平成20年10月14日改正　平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正　平成23年4月1日改正
平成23年10月1日改正　平成24年4月1日改正
平成25年4月23日改正　平成27年1月27日改正
平成27年3月25日改正　平成29年6月27日改正
平成29年12月12日改正　平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正　平成31年3月27日改正
令和元年12月24日改正　令和2年10月27日改正
令和3年3月9日改正　令和4年9月27日改正
令和4年12月6日改正　令和5年1月24日改正
令和5年3月22日改正　令和6年1月23日改正
令和6年3月26日改正

目次

第1章　総則（第1条～第4条）
第2章　人事（第5条～第12条）
第3章　給与（第13条～第22条）
第4章　服務（第23条，第24条）
第5章　労働時間，育児休業，介護休業等（第25条～第31条）
第6章　雑則（第32条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は，国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき，国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用されるパートタイム職員（以下「パート職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この規則でパート職員とは，1週間の所定労働時間が，30時間を超えない範囲内（ただし，医員（短時間）及び大学院医員（短時間）については，31時間を超えない範囲内とする。）で定められ，かつ，1日の労働時間が7時間45分以内である職員で，1年以内の期間を定めて雇用する別表第1に掲げる職員をいう。

（法令との関係）

第3条　この規則に定めのない事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号），その他関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第４条　大学及びパート職員は，ともに法令及びこの規則を守り，その実行に努めなければならない。

第２章　人事

（採用）

第５条　パート職員の採用は，選考による。

２　パート職員の採用に際しては，採用しようとするパート職員に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。

（１）　労働契約の期間に関する事項（当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を含む。）

（２）　就業の場所及び従事する業務に関する事項

（３）　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日及び休暇に関する事項

（４）　交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項

（５）　給与に関する事項

（６）　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（７）　雇用に関する相談窓口

（試用期間）

第６条　パート職員として採用された者は，採用の日から１か月間を試用期間とする。ただし，労働契約を更新された場合，又は１か月以内の雇用期間で採用された場合は，この限りではない。

２　大学は，試用期間中にパート職員として不適格と認めたときは，解雇することがある。

３　試用期間は勤続年数に通算する。

（雇用期間）

第７条　パート職員の雇用期間は，１年を超えないものとし，一事業年度の範囲内で定めるものとする。

２　パート職員の雇用期間は，必要に応じて更新することができるものとし，更新の限度は次に掲げるとおりとする。

（１）　当初の雇用開始の日（本学において平成 25 年４月１日以降に締結された有期労働契約の契約期間（労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第２項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている契約期間を除く。）の開始日をいう。）から４年とする。

（２）　前号の規定にかかわらず，学術研究をより一層推進する目的で，高度の専門的知識を持って特定の研究に従事し又は研究を支えるために従事するパート職員にあっては，当初の雇用開始の日から５年とする。

（３）　前２号の規定にかかわらず，大学が業務の都合等により特に必要と認めた場合にあっては，その特に必要と認めた期間とする。

３　大学は，雇用の日から起算して１年を超えて継続雇用している場合で，雇用期間満了の後に労働契約（予め労働契約を更新しない旨明示されているものを除く。）を更新しな

い場合には，雇用期間の満了する日の少なくとも 30 日前までに，その旨を当該パート職員に予告する。

（有期労働契約から無期労働契約への転換）

第７条の２　採用又は雇用期間を更新されたパート職員の平成 25 年４月１日以降に締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間が５年（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の２に該当する研究員及び研究支援員の職にある者にあっては 10 年）を超える場合に，当該パート職員から労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みがあったときは，現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。

２　前項に規定する有期労働契約から期間の定めのない労働契約への転換に関する手続きについては，別に定める。

３　第１項の規定により期間の定めのない労働契約に転換したパート職員は，引き続きこの規則の適用を受ける。

４　前項の場合において，第７条の規定は，適用しない。

（雇止めの理由の明示）

第８条　大学は，第７条第３項の場合において，パート職員が労働契約を更新しないこととする理由について証明書を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。

２　大学は，労働契約を更新しなかった場合において，労働契約が更新されなかった者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。

（最終雇用年齢）

第９条　パート職員の雇用にあたっては，当該パート職員の年齢が次に掲げる年齢に達した日以後の最初の３月 31 日を超えて雇用しないものとする。

（１）　学長特別補佐，学長補佐，学長特命補佐，連携教授，連携准教授，非常勤講師，コーディネーター及び研究員　　満 70 歳

（２）　前号以外の職員　　満 65 歳

２　前項の規定にかかわらず，学長が業務の都合により特に必要と認めた場合にあっては，前項本文に規定する最終雇用年齢を超えて雇用することができる。

（退職）

第 10 条　パート職員が次の各号のーに該当した場合には，退職によりパート職員としての身分を失う。

（１）　雇用期間が満了した場合

（２）　自己都合により退職を申し出た場合

（３）　死亡した場合

（自己都合による退職手続）

第 11 条　パート職員は，自己の都合により退職しようとする場合は ，原則として退職を予定する日の 30 日前までに，大学に提出しなければならない。ただし，やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は，14 日前までに，大学に退職願を提出しなければならない。

２　パート職員は，退職願の提出後も，退職するまでの間は，従来の職務に従事しなけれ

ばならない。

（解雇）

第 12 条　パート職員が次の各号の一に該当する場合には，解雇することがある。

（１）　勤務実績が著しく悪い場合

（２）　心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり，又はこれに堪えない場合

（３）　前２号に規定する場合のほか，その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

（４）　試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であると認められた場合

（５）　事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により，職員の減員等が必要となった場合

（６）　カリキュラムの改訂等により，非常勤講師が担当している授業科目が休止，廃止又は縮小となった場合

（７）　担当予定授業科目が開講される曜日及び時間に従事できない場合

（８）　従事している業務に係る資金の受入終了又は減額，プロジェクト業務の完了等により，当該業務の廃止又は縮小が必要となった場合

（９）　配属されている組織の廃止又は縮小が必要となった場合

（10）　天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

（11）　公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第３条に規定する公職に就任した場合

（12）　その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

第３章　給与

（給与の種類）

第 13 条　パート職員の給与は，別に定める場合を除き本給，通勤手当，特殊勤務手当，大学入学共通テスト手当，時間外労働手当，夜勤手当，夜間休日診療調整手当，夜間看護助手手当，休日給，安全衛生管理手当，外部資金獲得手当及び宿日直手当とする。ただし，学長特別補佐，学長補佐及び学長特命補佐（以下，「学長特別補佐等」という。）の諸手当は，地域手当，通勤手当，大学入学共通テスト手当，時間外労働手当，休日給及び外部資金獲得手当，年俸に基づき給与を算出されるパート職員の諸手当は，通勤手当，大学入学共通テスト手当，時間外労働手当，休日給，安全衛生管理手当及び外部資金獲得手当，大学院当直医師の諸手当は，特殊勤務手当，大学入学共通テスト手当，時間外労働手当，休日給，夜間休日診療調整手当，安全衛生管理手当及び外部資金獲得手当，大学院医員（短時間）の諸手当は，特殊勤務手当，大学入学共通テスト手当，時間外労働手当，休日給，安全衛生管理手当，外部資金獲得手当及び宿日直手当，連携教授，連携准教授及び非常勤講師の諸手当は，外部資金獲得手当とし，学校医，学校薬剤師，カウンセラー，スクールカウンセラー，ティーチングアシスタント及びリサーチアシスタントにあっては本給以外の手当は支給しない。

（本給）

第 14 条　パート職員の本給は時間給とする。ただし，学長特別補佐等の本給は日給とする。

２　パート職員の本給の算定方法の必要な事項については，別に定める場合を除き国立大

学法人富山大学契約職員及びパートタイム職員の給与に関する規則による。

（地域手当）

第 14 条の２　地域手当は，別に定める国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 11 条の規定を準用して支給する。

（通勤手当）

第 15 条　通勤手当は，給与規則第 13 条の規定を準用して支給する。

（特殊勤務手当）

第 16 条　特殊勤務手当は，給与規則第 15 条の規定を準用して支給する。

（大学入学共通テスト手当）

第 16 条の２　大学入学共通テスト手当は，給与規則第 15 条の２の規定を準用して支給する。

（時間外労働手当）

第 17 条　パート職員が，所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられ，労働したときは，１日７時間 45 分，１週 38 時間 45 分までは，１時間につき，100 分の 100 の割合で，これを超えて労働したときは，１時間につき 100 分の 125 の割合で時間外労働手当を支給する。

２　パート職員の時間外労働手当については，別に定める場合を除き給与規則第 16 条及び第 17 条の２の規定を準用する。

（夜勤手当）

第 18 条　パート職員が，所定の労働時間として午後 10 時から翌日の午前５時までの間に労働することを命ぜられた場合は，夜勤手当として，給与規則第 18 条の規定を準用して支給する。

（夜間休日診療調整手当）

第 18 条の２　大学院当直医師が，所定の労働時間として午後５時 15 分から翌日の午前８時 30 分までの間又は休日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間に労働することを命ぜられた場合は，夜間休日診療調整手当として，当該労働１回につき別表第２の額を支給する。

（夜間看護助手手当）

第 18 条の３　看護助手が，所定の労働時間として午後１時から午後８時まで，又は午後２時から午後９時までの間に労働することを命ぜられた場合は，夜間看護助手手当として，当該労働１回につき別表第３の額を支給する。

（休日給）

第 19 条　パート職員が，国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間，休暇等に関する規則（以下「パートタイム職員の労働時間，休暇等に関する規則」という。）第１条の５に規定する休日において労働することを命ぜられ，労働したとき，労働時間に対し，１時間につき 100 分の 135 の割合で休日給を支給する。ただし，第 18 条の２の適用を受ける職員には支給しない。

２　パート職員の休日給については，別に定める場合を除き給与規則第 17 条及び第 17 条の２の規定を準用する。

（労働１時間当たりの給与額の算出）

第 19 条の２　学長特別補佐等の１時間当たりの給与額は，日給の額を定められた１日の労

働時間で除して得た額とする。

（安全衛生管理手当）

第 19 条の３　安全衛生管理手当は，給与規則第 30 条の規定を準用して支給する。

（外部資金獲得手当）

第 19 条の４　外部資金獲得手当は，給与規則第 30 条の５の規定を準用して支給する。

（宿日直手当）

第 19 条の５　宿日直手当は，パートタイム職員の労働時間，休暇等に関する規則第４条の２に規定する宿日直勤務を命ぜられ，当該宿日直勤務に従事した場合に，給与規則第 20 条の規定を準用して支給する。

（給与の支給）

第 20 条　パート職員の給与は，その全額を通貨で，直接パート職員に支払うものとする。ただし，法令又は労使協定に基づきパート職員の給与から控除すべき金額がある場合には，そのパート職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

２　前項の給与は，労使協定に記載されている金融機関の当該パート職員名義の口座に振り込むものとする。

（給与の支給日）

第 21 条　パート職員の給与（外部資金獲得手当を除く。）は，翌月 17 日に支給する。ただし，17 日が日曜日に当たるときは 15 日，土曜日に当たるときは 16 日，月曜日で，かつ，休日に当たるときは 18 日に支給する。

２　外部資金獲得手当は，３月 10 日に支給する。ただし，その日が日曜日に当たるときは前々日に，土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の期間）

第 22 条　給与の計算期間は，支払月の前月の初日から末日までとする。

第４章　服務

（誠実義務）

第 23 条　パート職員は，職務上の責任を自覚し，大学の指示命令に従い，誠実に職務に専念するとともに，職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第 24 条　パート職員は，次の事項を守らなければならない。

（１）　業務上の指示命令に従い，職場の秩序を保持し，互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

（２）　職場の内外を問わず，大学の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（３）　職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（４）　常に公私の別を明らかにし，その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

（５）　大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で，喧騒，その他の秩序・風

紀を乱す行為をしてはならない。

（６）　大学の許可なく，大学内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品の売買を行ってはならない。

第５章　労働時間，育児休業，介護休業等

第 25 条　削除

第 26 条　削除

第 27 条　削除

（労働時間等）

第 28 条　パート職員の労働時間，休日，休暇等について必要な事項は，別に定めるパートタイム職員の労働時間，休暇等に関する規則による。

（育児休業等）

第 29 条　パート職員のうち３才に満たない子の養育を必要とする者は，大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

２ 前項の職員のうち，産後休暇を取得しておらず，子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内の子と同居し，養育する者は，出生時育児休業の適用を受けることができる。

３　パート職員のうち，小学校第１学年の終期に達するまでの子の養育を必要とする者は，大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

４　育児休業，出生時育児休業及び育児部分休業について必要な事項は，別に定める国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則による。

（介護休業等）

第 30 条　パート職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は，大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる

２　介護休業等について必要な事項は，別に定める国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則による。

第 31 条　削除

第６章　雑則

（職員就業規則の準用）

第 32 条　職員就業規則のうち，第 21 条（解雇制限），第 22 条（解雇予告），第 23 条（退職後の責務），第 24 条（退職証明書），第 28 条（職員の倫理），第 29 条（ハラスメント等に関する措置），第 35 条（研修），第 37 条（表彰），第 38 条（懲戒），第 39 条（懲戒の種類・内容），第 41 条（厳重注意），第 42 条（損害賠償），第 43 条（安全・衛生管理），第 44 条（出張），第 45 条（旅費），　第 47 条（業務上の災害補償），第 48 条（通勤途上災害）及び第 49 条（災害補償に関する事項）の規定は，パート職員に準用する。

附　則

１　この規則は，平成 17 年 10 月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日に旧富山大学法人，旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人にパート職員として在職し，平成 17 年 10 月１日にパート職員として雇用された者のうち大学が定める特殊な勤務形態及び平成 13 年３月 31 日以前から時間雇用職員として在職していた者については，第７条第２項第１号の規定にかかわらず３年を超えて雇用することがある。

附　則

この規則は，平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 20 年 10 月 14 日から施行する。

附　則

この規則は，平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成 23 年 10 月１日から施行する。

２　第 18 条の２別表第２の備考欄に規定する手当は，国庫補助事業による「富山県休日・夜間救急勤務医確保事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附　則

この規則は，平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 25 年５月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成 27 年１月 27 日から施行し，平成 26 年４月１日から適用する。
２　平成 23 年 10 月１日施行附則第２項を削る。

附　則

この規則は，平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成 29 年７月１日から施行する。

附　則

１　この規則は，平成 30 年４月１日から施行する。
２　この規則の施行日の前日において契約職員，パート職員，診療助手，医員，大学院医員又は臨床研修医であり，引き続きパート職員として在職する者の第７条の規定の適用については，なお従前の例による。

附　則

この規則は，平成 30 年 11 月 13 日から施行し，平成 30 年 11 月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成 31 年１月 29 日から施行する。

附　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和元年 11 月 26 日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和２年 10 月 27 日から施行する。

附　則

１　この規則は，令和３年３月９日から施行し，令和３年４月１日から適用する。ただし，短時間勤務医師，大学院短時間勤務医師及び大学院当直医師の時間外労働手当，休日給，夜間休日診療調整手当，特殊勤務手当については，第 22 条の規定にかかわらず，支払月の前々月 21 日から前月 20 日分までを計算期間とする。
２　前項ただし書きの適用については，令和４年３月 31 日までとする。

附　則

この規則は，令和４年 10 月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年 12 月６日から施行する。

附　則

１　この規則は，令和５年１月 24 日から施行する。

２　この規則の施行日の前日に短時間勤務医師又は大学院短時間勤務医師であった者については，改正後の第２条及び第 13 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの間における第９条第１項第２号の規定の適用については，次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ，同号中「満 65 歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月 31 日まで	満 61 歳
令和７年４月１日から令和９年３月 31 日まで	満 62 歳
令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで	満 63 歳
令和 11 年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで	満 64 歳

３　技能・労務職員（自動車運転手，調理師，作業員，炊婦，動物飼育員等），医員（短時間），大学院医員（短時間）及び大学院当直医師の最終雇用年齢は，前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

１　この規則は，令和６年１月 23 日から施行する。

２　この規則の施行後，令和５年３月 22 日改正国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則附則第２項及び第３項の規定は適用しない。ただし，この規則の施行日の前日に第９条第１項第２号に規定する職員であった者の最終雇用年齢については，なお従前の例による。

附　則

この規則は，令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名　　称	職務内容
学長特別補佐	学長の命を受けた業務の総括整理
学長補佐	学長の命を受けた担当事項に関する業務
学長特命補佐	専門的知見に基づく学長の補佐業務
事務補佐員	事務の補佐業務
技術補佐員	技術に関する職務の補佐業務
技能補佐員	技能に関する職務の補佐業務
教務補佐員	教務に関する職務の補佐業務
臨時用務員	労務作業
環境クリーンスタッフ	建物内及び構内の清掃・環境整備
学校医 学校薬剤師	学校の保健管理に関する専門的事項についての技術的業務及び指導業務
カウンセラー スクールカウンセラー	カウンセリング業務
医員（短時間） 大学院医員（短時間）	診療業務
大学院当直医師	夜間，休日における診療業務
連携教授 連携准教授	本学と研究機関等との連携大学院に関する協定に基づく研究指導等に関する業務
非常勤講師	授業の担当及び学生の研究指導
ティーチングアシスタント	学部学生，修士課程学生に対し，教育的効果を高めるための，実験，実習，演習等の教育補助業務
リサーチアシスタント	研究プロジェクト等を効果的に推進するため，研究補助者として実施する，当該研究活動に必要な補助業務
コーディネーター	各種業務に係る企画・運営・調整業務
研究員	研究プロジェクト等に係る研究業務
研究支援員	研究プロジェクト等に係る研究支援業務

別表第2（第 18 条の2関係）

	医師免許取得年数	手当額
夜間休日診療調整手当	医師免許等取得後8年目以降	3,860 円
		6,360 円
	医師免許等取得後7年目まで	4,870 円
		7,370 円

備考

この表の適用を受ける職員が，職員給与規則第 15 条並びに特殊勤務手当支給細則第 14 条第2項又は第 15 条第2項に規定する業務を命ぜられた場合は，各下段の額を支給する。

別表第3 （第 18 条の3関係）

	勤務の区分	手当額
夜間看護助手手当	勤務に従事した時間が3時間を超え6時間以下の場合	720 円
	勤務に従事した時間が6時間を超える場合	1,200 円